

## 米軍の火薬類運搬車両の標識落下についての意見書

去る 10 月 17 日、宜野座村松田の国道 329 号において、名護市民が米軍の火薬類を積載する車両の物と思われる「火」と表記された赤色の標識が落ちているのを発見した。

さらに、同市民は 10 月 20 日にも名護市辺野古付近の国道 329 号において、米軍の火薬類を積載する車両の物と思われる「1.5 BLASTING AGENTS 1」と表記されたオレンジ色の標識が落ちているのを見つけている。

当該市民から通報を受けた沖縄防衛局からの照会に対し、米国側はそれらが米軍の物であることを認め再発防止に努めると回答したが、落下させた日時や車両の通行経路、所属部隊名等については明らかにしていない。

日米合同委員会合意では、公道で火薬類を運搬する米軍車両に標識の設置を義務付けている。それにもかかわらず、危険物を積んだ車両が標識のない状態で公道を走行していたことは極めて危険であり、市民の生命・財産が今もなお脅かされている現状が浮き彫りとなった。

これまでも米軍による事件・事故については、その都度実効性のある再発防止策を講ずるよう強く要請してきた。しかしながら、発生から連絡もないことは人命軽視の表れであり、強い憤りを禁じ得ない。

よって、名護市議会は市民の尊い生命・財産及びに安全・安心な生活を守る立場から、標識落下に対し厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実施されるよう強く求める。

### 記

- 1 2 件の標識の落下日時、該当車両の通行経路、所属部隊名等の情報を速やかに公開すること。また、今後は事件・事故発生時の市民への迅速な情報公開を徹底すること。
- 2 日米両政府の責任の下、標識の落下原因の究明及び実効性のある高度な再発防止策を講ずること。
- 3 日米合同委員会合意事項及び内閣府令等の国内法を遵守すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 11 月 25 日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、  
衆議院議長、参議院議長、外務省特命全権大使(沖縄担当)、沖縄防衛局長